

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-4-1
多様な自然の保全

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 森林整備課長 山内寛之 電話番号 0852-22-5160

事務事業の名称	野生鳥獣保護対策事業	
目的	(1) 対象	野生鳥獣
	(2) 意図	野生鳥獣が適正に生息する豊かな環境を守り育てることにより、自然環境の恵沢を享受できる県民生活の確保と地域社会の健全な発展を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護に対する理解を深めてもらうため、野鳥観察会、愛鳥週間の取組、傷病鳥獣の救護などを行う。 鳥獣保護行政の円滑な推進のために、鳥獣保護管理員を配置する。 野生鳥獣の保護を図り、自然の恵沢を享受できる環境を整えるために、鳥獣保護区等の指定をする。 野生鳥獣の保護管理と有効な被害対策や狩猟の適正化を図るために、野生鳥獣の生態や行動等の調査を行う。 野生鳥獣の生態や行動等を考慮した対策を講じるため、鳥獣専門指導員を配置し、地域での対応や県民への指導等を行う。 	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	鳥獣保護区設定延べ面積	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	箇所数
	式・定義	県内での設定数	取組目標値						
			実績値	80.0	80.0	80.0			
			達成率	100.0	100.0	100.0	-	-	
2	指標名		目標値						
	式・定義		取組目標値						
			実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	47,362	45,795
うち一般財源(千円)	42,438	43,442

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

野鳥観察会の開催(年2回)や、愛鳥週間のポスター募集や展示(年2回)、傷病鳥獣の救護事業をとおし、鳥獣保護思想の意識啓発に努めるとともに、出雲市が取り組んでいる天然記念物トキの自然繁殖技術確立に取り組んでいる。
また、鳥獣保護区については、10地区を期間更新し、目標を達成できた。
ツキノワグマについては、平年よりやや多い103頭の捕獲があり、捕獲個体については、県民の安全・安心の確保の観点から、第一種特定保護管理計画(H29~34年度)に定めるゾーニング手法により放獣等(40頭)・殺処分等(63頭)を行った。
北山地域の二ホンジカについては、適正水準180頭に向け474頭の個体数調整捕獲を行うとともに、防護ネット設置等による被害防止対策を実施した。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

野鳥観察会や愛鳥週間ポスター募集・展示などの鳥獣保護思想普及啓発活動、傷病鳥獣の救護、保護管理のための生息状況の把握、分析・検討、協議会の開催等の各種取組を通じて、鳥獣保護区の設定等の鳥獣保護活動に対し、概ね理解が得られ、計画どおりの保護区設定(更新)ができた。
また、ツキノワグマの捕獲個体については、市町村との合意形成の図り、放獣・殺処分の対応が円滑に実施するとともに、出没に対する注意喚起をラジオやTV等での広報し、昨年度は人身事故は未発生となった。
北山地域の二ホンジカについては、農業者等への指導支援を目的に、農業者団体を主体とする被害対策連絡会議が立ち上がった。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

鳥獣保護区周辺での野生鳥獣による農作物被害が報告されており、保護区の設定についての住民理解が得られにくくなっている。
ツキノワグマの適切な保護管理については、錯誤捕獲が依然として発生している。保護管理を進めるうえで、保護管理計画は重要で、その基礎となる最新の生息頭数が不明。

②困っている状況が発生している「原因」

設定した保護区周辺の農地等において、荒廃した里山や耕作放棄地に住み着いた野生鳥獣の出没が増加している。
ツキノワグマの錯誤捕獲については、ツキノワグマ保護管理計画で新たにゾーニングを手法を導入したところで、従来に比べ弾力的な運用となり市町村から評価される反面、本来の生息地域周辺であっても錯誤捕獲個体の放獣を行うことへの理解が不十分。

③原因を解消するための「課題」

鳥獣保護区やその周辺でも、被害の状況に応じた対策が必要。
ツキノワグマについては、市町村と協議を継続し、殺処分だけでなく、放獣にも理解を得ることが必要で、次期管理計画作成に必要な生息数調査が必要。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

鳥獣保護区設定の説明会において、引き続き鳥獣保護に対する住民理解を得るよう努める。
鳥獣保護区及びその周辺での鳥獣による農作物被害に対しては、被害防止対策を推進し、人と鳥獣の軋轢を軽減させる。
鳥獣保護区の管理や鳥獣思想の普及啓発のため、鳥獣保護管理員を委嘱する。
ツキノワグマの保護は、保護管理計画に沿って県民の安全・安心の確保と両立できるよう、現地の状況に応じて、捕獲個体の放獣と殺処分などバランスを取りながら取り組むとともに、最新の生息数調査を行い、次期計画策定の基礎資料を得る。